

千早赤阪村地域防災計画

平成 25 年 3 月

千早赤阪村防災会議

目 次

<第1部 総 則>

第1章 計画の目的と構成	- 1 -
第1節 目 的	- 1 -
第2節 計画の構成	- 1 -
第1 計画の構成	- 1 -
第2 各部・編の目標	- 2 -
第2章 計画の基本方針	- 3 -
第1節 計画の背景	- 3 -
第1 計画の基本条件の変遷	- 3 -
第2 東日本大震災その他の教訓の活用	- 3 -
第2節 計画の基本方針	- 3 -
第3章 計画の条件等	- 5 -
第1節 地域の概況	- 5 -
第1 自然的条件	- 5 -
第2 社会的条件	- 9 -
第2節 災害の想定	- 10 -
第1 想定される災害	- 10 -
第2 地震による被害想定	- 11 -
第3 その他の被害想定	- 12 -
第4章 村と住民の役割	- 13 -
第1節 防災関係機関等の業務大綱	- 13 -
第1 村の処理すべき事務または業務の大綱	- 13 -
第2 大阪府の処理すべき事務または業務の大綱	- 17 -
第3 指定地方行政機関等の処理すべき事務または業務の大綱	- 17 -
第4 村の区域内の公共的団体等の処理すべき事務または業務の大綱	- 18 -
第2節 住民、事業所の基本的責務	- 19 -
第1 住民の基本的責務	- 19 -
第2 事業所の基本的責務	- 20 -
第5章 計画の運用	- 21 -
第1節 計画の修正	- 21 -
第2節 計画の周知徹底	- 21 -
第3節 計画の用語	- 21 -

<第2部 災害予防対策計画>

第1章 災害に強いまちづくり	- 23 -
第1節 市街地の防災機能の強化	- 23 -
第1 防災空間の整備	- 23 -
第2 都市基盤施設の防災機能の強化	- 24 -
第3 建築物の耐震対策の促進	- 24 -
第4 建築物の安全に関する指導等	- 24 -

第5	土木構造物の耐震対策の推進	25
第6	文化財	25
第7	ライフライン・通信施設災害予防対策	26
第8	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	27
第9	業務継続計画（BCP）の作成・運用	28
第2節	水害予防対策の推進	29
第1	河川対策	29
第2	農地防災対策	29
第3節	土砂災害予防対策の推進	29
第1	土石流対策（砂防）	29
第2	地すべり対策	30
第3	急傾斜地崩壊対策	30
第4	土砂災害警戒区域等における防災対策	31
第5	土砂災害警戒情報の作成・発表	32
第6	山地災害対策	32
第7	宅地防災対策	32
第8	警戒体制等の整備	32
第4節	危険物等災害予防対策の推進	33
第1	危険物災害予防対策	33
第2	高圧ガス及び火薬類災害予防対策	34
第3	毒物、劇物災害予防対策	35
第4	放射性同位元素災害予防対策	35
第5節	防災営農計画	36
第1	基本方針	36
第2	営農指導体制の確立	36
第3	営農技術、知識等の普及	36
第4	家畜に関する計画	36
第2章	災害応急対策・復旧対策への備え	37
第1節	総合的防災体制の整備	37
第1	中枢組織体制の整備	37
第2	組織動員体制の整備	38
第3	防災中枢機能等の確保、充実	39
第4	地域防災拠点の整備	39
第5	人材（専門家）、装備・資機材等の確保	40
第6	防災訓練の実施	40
第7	防災体制の整備	41
第8	人材の育成	43
第9	防災に関する調査研究の活用	43
第10	自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備	43
第2節	情報収集伝達体制の整備	44
第1	災害情報収集伝達システムの基盤整備	44

第2	災害通信施設の整備	44
第3	情報収集伝達の強化	46
第4	伝達システム不能時の代替案の検討	46
第5	災害広報体制の整備	46
第3節	火災予防対策の推進	47
第1	建築物等の火災対策	47
第2	林野火災予防	48
第4節	消火・救助・救急体制の整備	49
第1	消防力の充実	49
第2	広域消防応援体制の整備	50
第3	連携体制の整備	50
第5節	災害時医療体制の整備	51
第1	災害医療の基本的考え方	51
第2	医療情報の収集・伝達体制の整備	51
第3	現地医療体制の整備	52
第4	後方医療体制の整備	52
第5	医薬品等の確保体制の整備	52
第6	患者等搬送体制の確立	53
第7	個別疾病対策	53
第8	関係機関協力体制の確立	53
第9	医療関係者に対する訓練などの実施	53
第6節	緊急輸送体制の整備	53
第1	陸上輸送体制の整備	54
第2	航空輸送体制の整備	54
第3	輸送手段の確保体制	55
第4	交通規制・管制の整備	55
第7節	避難収容体制の整備	56
第1	避難地、避難経路の選定	56
第2	避難地、避難経路の安全性の向上	57
第3	避難所の選定、整備	57
第4	避難誘導体制の整備	58
第5	応急危険度判定体制の整備	58
第6	応急仮設住宅建設候補地の事前選定	59
第7	斜面判定制度の活用	59
第8節	緊急物資確保の整備	59
第1	給水体制の整備	59
第2	食糧生活必需品の確保	60
第3	災害時孤立化への対応	61
第9節	ライフライン確保体制の整備	61
第1	上水道（村、大阪広域水道企業団）	61
第2	下水道（村、大阪府）	61

第3	電力（関西電力株式会社）	62
第4	ガス（大阪ガス株式会社等）	62
第5	電気通信（西日本電信電話株式会社）	63
第6	住民への広報	64
第10節	交通確保体制の整備	65
第11節	災害時要援護者支援体制の整備	65
第1	災害時要援護者に対する支援体制整備	65
第2	福祉避難所の選定	65
第3	外国人に対する支援体制整備	66
第4	その他の災害時要援護者に対する配慮	66
第12節	観光客を含む帰宅困難者支援体制の整備	66
第13節	集落等の孤立対策	66
第1	防災資機材等の整備	66
第2	孤立予防対策の推進	67
第3	防災体制の整備	67
第3章	地域防災力の向上	68
第1節	防災意識の高揚	68
第1	防災知識の普及啓発	68
第2	学校における防災教育	69
第2節	自主防災体制の整備	70
第1	自主防災組織の育成	70
第2	事業所による自主防災体制の整備	71
第3	救助活動の支援	72
第3節	ボランティアの活動環境の整備	72
＜第3部 風水害応急対策計画＞		
第1章	災害警戒期の活動	73
第1節	気象予警報等の伝達	73
第1	大阪管区気象台の発表する気象予警報等	73
第2	気象予警報等の伝達	75
第3	住民への周知	76
第2節	組織動員	76
第1	千早赤阪村災害警戒本部の設置	76
第2	千早赤阪村災害対策本部の設置	77
第3	防災会議	81
第4	動員配備計画	81
第5	防災関係機関の組織動員配備体制	83
第3節	警戒活動	83
第1	気象観測情報の収集伝達	83
第2	土砂災害警戒活動	83
第3	ライフライン・交通等警戒活動	84

第4節	水防活動	85
第1	水防体制	85
第2	情報の収集・伝達及び警戒態勢	86
第3	情報連絡	87
第4	水防工法	87
第5	水防資機材	87
第6	応援要請	87
第5節	避難誘導	87
第1	避難の準備の指示	88
第2	避難の勧告・指示	89
第3	避難者の誘導	93
第4	警戒区域の設定	94
第5	避難所の開設等	94
第6	災害時要援護者への支援	95
第7	広域連携における避難者の受入れ	96
第6節	異常気象への対応	96
第1	ゲリラ豪雨への対応	96
第2章	災害発生後の活動	97
第1節	災害情報の収集伝達	97
第1	村における情報収集・被害調査	97
第2	情報の伝達・報告	100
第3	異常現象発見時の通報	102
第4	通信手段の確保	103
第5	電気通信設備の優先使用	103
第2節	災害広報	104
第1	災害広報	104
第2	報道機関との連携	105
第3	広聴活動の実施	105
第3節	広域応援等の要請受入れ	105
第1	大阪府及び他市町への要請	106
第2	広域応援協定市町への応援要請	106
第3	広域応援等の受入れ	106
第4	指定地方行政機関の長、指定公共機関（特定公共機関）の長、都道府県知事または他の市町村長に対する職員の派遣要請、若しくは大阪府知事に対するあっせん要請	107
第4節	自衛隊の災害派遣要請	107
第1	派遣要請	108
第2	自衛隊の自発的出動基準	108
第3	派遣部隊の受入れ	109
第4	派遣部隊の活動	109
第5	撤収要請	110

第5節	救助・救急活動	110
第1	村	111
第2	消防団	111
第3	富田林警察署	111
第4	自衛隊	112
第5	各機関による連絡会議の設置	112
第6	自主防災組織	112
第7	惨事ストレス対策等メンタルケア	112
第6節	医療救護活動	112
第1	医療情報の収集・提供活動	112
第2	現地医療対策	112
第3	後方医療対策	114
第4	医薬品等の確保・供給活動	114
第5	個別疾病対策	114
第7節	交通規制・緊急輸送活動	114
第1	陸上輸送の確保	115
第2	交通規制計画	115
第3	緊急輸送計画	117
第4	航空輸送	118
第8節	交通の確保	119
第1	交通の安全確保	119
第2	交通の機能確保	119
第9節	公共土木施設等・建築物応急対策	119
第1	公共土木施設等（河川施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁など道路施設 など）	119
第2	建築物	121
第3	応急工事	121
第10節	ライフラインの確保	121
第1	被害状況の報告	121
第2	上水道（村、大阪広域水道企業団）	121
第3	下水道（村、大阪府）	122
第4	各事業者における対応	122
第11節	農林関係応急対策	123
第1	農作物	123
第2	畜産	124
第3	林産物	124
第12節	災害救助法の適用	124
第1	法の適用	124
第2	救助の内容	125
第3	救助の基準	126

第13節	避難所の開設・運営	126
第1	避難所の開設	126
第2	避難所の縮小・閉鎖	127
第3	避難所の管理、運営	127
第4	福祉避難所の開設	128
第5	避難所の早期解消のための取り組み	128
第14節	緊急物資の供給	128
第1	給水活動	129
第2	食糧の供給	130
第3	生活必需品の供給	131
第15節	保健衛生活動	131
第1	防疫活動	132
第2	被災者の健康維持活動	132
第3	動物保護等の実施	132
第16節	災害時要援護者支援	133
第1	災害時要援護者等の避難誘導	133
第2	災害時要援護者等の被災状況の把握等	133
第3	災害時要援護者等への支援活動	133
第17節	社会秩序の維持	134
第1	住民への呼びかけ	134
第2	警備活動	134
第3	反社会的団体排除への協力	134
第4	物価の安定及び物資の安定供給	134
第18節	住宅の応急確保	135
第1	被災住宅の応急修理	135
第2	住居障害物の除去	135
第3	応急仮設住宅の建設	136
第4	応急仮設住宅の運営管理	136
第5	住宅に関する相談窓口設置等	136
第19節	応急教育等	137
第1	実施責任者	137
第2	事前準備	137
第3	児童生徒等の保護	137
第4	教育施設の確保	138
第5	応急教育の確立	138
第6	就学援助等	138
第7	文化財の応急対策	139
第20節	廃棄物の処理	139
第1	し尿処理	139
第2	ごみ処理	140
第3	がれき処理	140

第2 1 節	遺体の処理及び埋火葬	140
第1	遺体の処理方法	140
第2	遺体の埋火葬	141
第3	応援要請	141
第2 2 節	自発的支援の受入れ	141
第1	ボランティアの受入れ	141
第2	義援金品の受付・配分	142
第2 3 節	観光客を含む帰宅困難者支援	142
第1	村内・村外の滞留者・通過者支援	142
第2 4 節	集落等の孤立対策	143
第1	村の対応	143
第2	集落における必要な住民の対応	143

<第4部 地震災害応急対策計画>

第1章	初動期の活動	145
第1節	組織動員	145
第1	千早赤阪村災害警戒本部の設置	145
第2	千早赤阪村災害対策本部の設置	146
第3	防災会議	150
第4	動員配備計画	150
第5	防災関係機関の組織動員配備体制	153
第2節	災害情報の収集伝達	153
第1	情報収集伝達経路	153
第2	村における情報収集・被害調査	153
第3	情報の伝達・報告	157
第4	異常現象発見時の通報	159
第5	通信手段の確保	160
第6	電気通信設備の優先使用	160
第3節	災害広報	160
第1	災害広報	160
第2	報道機関との連携	161
第3	広聴活動の実施	162
第4節	広域応援等の要請受入れ	162
第1	大阪府及び他市町への要請	162
第2	広域応援協定市町への応援要請	163
第3	広域応援等の受入れ	163
第4	指定地方行政機関の長、指定公共機関（特定公共機関）の長、 都道府県知事または他の市町村長に対する職員の派遣要請、 若しくは大阪府知事に対するあっせん要請	164
第5節	自衛隊の災害派遣要請	164
第1	派遣要請	165

第2	自衛隊の自発的出動基準	165
第3	派遣部隊の受入れ	166
第4	派遣部隊の活動	166
第5	撤収要請	167
第6節	消火・救助・救急及び水防活動	167
第1	村	168
第2	消防団	168
第3	富田林警察署	169
第4	自衛隊	169
第5	各機関による連絡会議の設置	169
第6	自主防災組織	169
第7	水防管理団体	169
第8	惨事ストレス対策等メンタルケア	169
第7節	医療救護活動	170
第1	医療情報の収集・提供活動	170
第2	現地医療対策	170
第3	後方医療対策	171
第4	医薬品等の確保・供給活動	172
第5	個別疾病対策	172
第8節	避難誘導	172
第1	避難の勧告・指示	172
第2	避難者の誘導	175
第3	警戒区域の設定	176
第4	避難所の開設等	177
第5	広域連携における避難者の受入れ	177
第9節	二次災害の防止	178
第1	公共土木施設等（河川施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁など道路施設など）	178
第2	建築物	179
第3	危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）	179
第10節	交通規制・緊急輸送活動	180
第1	陸上輸送の確保	180
第2	交通規制計画	180
第3	緊急輸送計画	182
第4	航空輸送	183
第11節	ライフラインの緊急対応	184
第1	被害状況の調査	184
第2	各事業における対応	184
第12節	交通の安全確保	184
第1	被害状況の報告	185

第2	道路管理者における対応（村、大阪府）	185
第2章	応急復旧期の活動	186
第1節	災害救助法の適用	186
第1	法の適用	186
第2	救助の内容	187
第3	救助の基準	188
第2節	避難所の開設・運営	188
第1	避難所の開設	188
第2	避難所の縮小・閉鎖	188
第3	避難所の管理、運営	189
第4	福祉避難所の開設	190
第5	避難所の早期解消のための取組み	190
第3節	緊急物資の供給	190
第1	給水活動	190
第2	食糧の供給	191
第3	生活必需品の供給	192
第4節	保健衛生活動	193
第1	防疫活動	193
第2	被災者の健康維持活動	194
第3	動物保護等の実施	194
第5節	災害時要援護者支援	195
第1	災害時要援護者等の避難誘導	195
第2	災害時要援護者等の被災状況の把握等	195
第3	災害時要援護者等への支援活動	195
第6節	社会秩序の維持	196
第1	住民への呼びかけ	196
第2	警備活動	196
第3	反社会的団体排除への協力	196
第4	物価の安定及び物資の安定供給	196
第7節	ライフラインの確保	197
第1	上水道（村、大阪広域水道企業団）	197
第2	下水道（村、大阪府）	197
第3	電力（関西電力株式会社羽曳野営業所）	198
第4	ガス（大阪ガス株式会社等）	198
第5	電気通信（西日本電信電話株式会社）	198
第8節	交通の機能確保	199
第1	道路障害物の除去	199
第2	道路施設管理者における復旧（村、大阪府）	199
第9節	農林関係応急対策	199
第1	農作物	200
第2	畜産	200

第3	林産物	200
第10節	住宅の応急確保	201
第1	被災住宅の応急修理	201
第2	住居障害物の除去	201
第3	応急仮設住宅の建設	201
第4	応急仮設住宅の運営管理	202
第5	住宅に関する相談窓口設置等	202
第11節	応急教育等	203
第1	実施責任者	203
第2	事前準備	203
第3	児童生徒等の保護	203
第4	教育施設の確保	204
第5	応急教育の確立	204
第6	就学援助等	205
第7	文化財の応急対策	205
第12節	廃棄物の処理	205
第1	し尿処理	205
第2	ごみ処理	206
第3	がれき処理	206
第13節	遺体の処理及び埋火葬	206
第1	遺体の処理方法	207
第2	遺体の埋火葬	207
第3	応援要請	207
第14節	自発的支援の受入れ	207
第1	ボランティアの受入れ	208
第2	義援金品の受入れ配分	208
第15節	観光客を含む帰宅困難者支援	209
第1	村内・村外の滞留者・通過者支援	209
第16節	集落等の孤立対策	209
第1	村の対応	209
第2	集落における必要な住民の対応	210
＜第5部 その他災害応急対策計画＞		
第1節	消防計画	211
第1	消防団の組織	211
第2	火災の警戒	212
第3	出動体制	212
第4	警戒区域の設定	212
第5	応援要請	213
第2節	林野火災等応急対策	213
第1	火災の警戒	214

第2	林野火災	214
第3	市街地火災	215
第3節	危険物等災害応急対策	216
第1	危険物災害応急対策	216
第2	高圧ガス災害応急対策	216
第3	火薬類災害応急対策	217
第4	毒物、劇物災害応急対策	217
第4節	航空機災害応急対策	217
第1	情報の伝達	217
第2	応急措置	218
第5節	その他災害応急対策	218

<第6部 災害復旧・復興対策計画>

第1章	生活の安定	219
第1節	復旧事業の推進	219
第1	被害の調査	219
第2	公共施設等の復旧計画	219
第3	公共施設等の復旧方針	219
第4	激甚災害の指定	220
第5	激甚災害指定による財政援助	220
第2節	被災者の生活確保	221
第1	災害による被害調査	221
第2	災害弔慰金等の支給	221
第3	災害援護資金・生活資金等の貸付	221
第4	租税等の減免及び徴収猶予等	222
第5	雇用機会の確保	222
第6	住宅の確保	223
第7	被災者生活再建支援金	234
第8	り災証明の発行	225
第3節	中小企業の復興支援	225
第1	資金の融資	225
第4節	農林業関係者の復興支援	226
第1	資金の融資	226
第2章	復興の基本方針	227
第1節	基本方針の決定	227
第2節	原状復旧	227
第3節	復興計画の作成	227
第4節	復興のための体制整備	227
第5節	復興のための事前準備	227

<付録1：東海地震の警戒宣言に伴う対応>

第1章 総 則	229
第1節 目 的	229
第2節 基本方針	229
第2章 判定会招集連絡報時の措置	230
第1節 判定会招集連絡報の伝達	230
第1 伝達系統	230
第2 伝達事項	230
第2節 警戒体制の準備	230
第3章 警戒宣言発令時の対応措置	231
第1節 大規模地震関連情報等の伝達	231
第2節 警戒体制の確立	231
第3節 住民、事業所に対する広報	232

資 料 編 目 次

資料1 総 則	235
資料1-1 千早赤阪村防災会議条例	235
資料1-2 千早赤阪村防災会議委員名簿	237
資料1-3 千早赤阪村災害対策本部条例	238
資料1-4 災害による被災者に対する村税の減免に関する条例	240
資料1-5 災害弔慰金の支給等に関する条例	245
資料1-6 災害救助法における救助の程度・方法及び期間早見表	249
資料1-7 用語の解説	254
資料2 予防・応急活動関係	257
資料2-1 土砂災害危険箇所	257
資料2-2 危険物施設一覧表	263
資料2-3 災害時における各課配備職員数	263
資料2-4 避難地・避難所一覧表	264
資料2-5 村の保有車両	265
資料2-6 水防資器材の保有状況	265
資料2-7 防災備蓄倉庫保有状況	266
資料2-8 上下水道課資器材の保有状況	267
資料2-9 水道水源施設の名称、所在地及び施設能力	267
資料2-10 広域及び地域緊急交通路	268
資料2-11 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証	269
資料2-12 緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章	271
資料2-13 被害状況の調査及び報告	274
資料2-14 災害被害等報告様式	276
資料2-15 地すべり・急傾斜地災害報告書	281

資料 2-16	り災証明願兼証明書	283
資料 2-17	石川水系洪水リスク表示図（浸水深、危険度：千早赤阪村関連）	284
資料 3	消防活動計画	291
資料 3-1	大阪府中ブロック消防相互応援協定	291
資料 3-2	大阪市・千早赤阪村航空消防応援協定	295
資料 3-3	阪奈（金剛・葛城・生駒山）林野火災消防相互応援協定	296
資料 3-4	水越トンネルに関する消防相互応援協定書	298
資料 3-5	大阪府下広域消防相互応援協定	302
資料 3-6	消防団員及び消防資器材の状況	309
資料 3-7	消防水利の現状	309
資料 3-8	千早赤阪村・富田林市消防事務の委託に関する規約	310
資料 4	広域連携・応援体制	312
資料 4-1	災害相互応援協定（中河内地域並びに南河内地域の9市2町1村）	312
資料 4-2	災害時相互応援協定（堺市と南河内地域の6市2町1村）	315
資料 4-3	災害時における物品の供給協力に関する協定書 （大阪いずみ市民生活協同組合）	317
資料 4-4	大阪広域水道震災対策相互応援協定	323
資料 4-5	自衛隊派遣要請、大阪府知事への依頼書様式	331
資料 4-6	大阪府災害用備蓄物資	332
資料 4-7	府民センタービル別の備蓄状況	333
資料 4-8	府の防災拠点等一覧	333
資料 4-9	拠点となる災害医療機関及びその役割（府計画）	334
資料 4-10	災害時における物資の供給協力に関する協定書	336
資料 5	公共施設・機関等一覧	341
資料 5-1	災害時の防災関係機関の連絡先	341
資料 5-2	ため池一覧表	342
資料 5-3	医療機関等一覧表	342
資料 5-4	大阪府広域緊急交通路（重点14路線）	343